

環境美化にご協力を!

【お問い合わせ先】
町民課生活環境係 (☎21-2453)

◎「保守点検」「清掃」は「専門業者」に委託して行ってください。

【図表1】標準保守点検回数

○単独処理浄化槽（し尿だけ処理する浄化槽）

処理方式 人 槽	分離ばつ気方式 分離接觸ばつ気方式	全ばつ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
21人以上 300人以下	3か月に1回以上	2か月に1回以上	

○合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）

処理方式 人 槽	分離接觸ばつ気方式 嫌気ろ床接觸ばつ気方式 脱窒ろ床接觸ばつ気方式
20人以下	4か月に1回以上
21人以上50人以下	3か月に1回以上

【図表2】標準清掃回数

処理方式	回 数
全ばつ気方式	6か月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

■ 清掃の回数
清掃回数は浄化槽の種類によつて異なります。
※【図表2参照】

「清掃」

浄化槽内にたまつたスカムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。

◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

浄化槽の適正な管理

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにするため、日頃の管理や使い方が大事です。

- ・水は適正量を流す。
- ・異物は絶対に入れない。
- ・消毒薬を切らさない。
- ・浄化槽の電源は切らないよ

■ 保守点検の回数
浄化槽の処理方式、種類により表の期間ごとに回数が定まっています。

※「種類」の処理対象人数(人)槽は、浄化槽の大きさを表します。使用している人數ではありません。

※【図表1参照】

■ 設置後の水質検査
(浄化槽法第7条)
浄化槽を使い始めてから6ヶ月間以内に1回行います。浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査員が検査します。

■ 定期検査(浄化槽法第11条)
年1回の定期検査です。

■ 保守点検「清掃」「法定検査」の3つの義務があり、その記録は3年間保存するよう定められています。

■ 法定検査
(浄化槽法第7条)
浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査します。

秋風とともにさわやかな季節となりましたが、夏の行楽期に家の周辺や道路に捨てられたゴミや空きカンが目についてきました。また、雑草が茂つていて、資材や使わなくなつた自転車・電化製品などが放置された空き地や、古い建物が壊れて危険な状態になつている空き家は、美観を損ねてしまします。生活環境の美化と清潔な街並みを保つため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

(有料広告)



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25

TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、不動産のことならお任せください！